

寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 26 日

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱

寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成 28 年 10 月 1 日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）及び老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）に定めるもののほか、寝屋川市の区域内の有料老人ホームの適正な運営に資するため、有料老人ホームの設置者及び設置しようとする者に対して市長が行政指導を行うための基準を定めるものとする。

（行政指導を行うための基準）

第 2 条 有料老人ホームの設置者及び設置しようとする者に対して行政指導を行うための基準は、大阪府有料老人ホーム設置運営指導方針（平成 14 年 7 月 18 日制定）（第 1 項を除く。）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。